

平成28年6月3日

全国中小企業団体中央会 殿

不法就労外国人対策等協議会

外国人の不法就労の防止に関するお願い

警察・法務・厚生労働の三省庁で構成する「不法就労外国人対策等協議会」は、これまで、我が国において不法に就労する外国人の減少及び新たな流入防止に向けた有効かつ適切な施策について協議し、合同での取締りの強化、国内外における広報活動など諸施策を推進してきた結果、一定の成果を挙げてきております。

しかし、平成27年1月1日現在の不法残留者数は、22年ぶりに増加に転じたところ、本年1月1日現在の不法残留者数も2年連続で増加し、我が国に潜在する不法残留者は約6万3千人に上ります。さらに我が国への潜伏が推測される不法入国者を加えた不法滞在者は相当数存在し、その多くが不法就労していると考えられます。一方、不法就労を目的として来日を図る外国人も今なお後を絶たず、船舶を利用して密入国しようとする事案や偽変造旅券の行使事案のほか、正規在留者を偽装する偽装滞在事案に加え、近時、偽変造在留カード等を行使するといった事案も発生しているなど、その手口は悪質・巧妙化しており、加えて退去強制令書の発付を受けた後、諸般の事情により速やかに送還できず、仮放免中である者による不法な就労行為も認知しています。

また、不法就労が発生する背景の一つとして、稼働先をあっせんする悪質なブローカーや雇用主が存在することから、不法就労機会の撲滅に向けた取組も必要となっています。さらに、不法就労助長行為が、外国人の不法滞在等の犯罪を助長する一方、国際犯罪組織に利用される犯罪インフラとなっていることも否定できません。

これまで経営者の皆様方の御理解、御協力を得て不法就労者の数は、減少傾向にあります。なおこれら不法就労者の存在は、我が国の労働市場に様々な悪影響を与え、また、不法就労者の中には、劣悪な労働環境におかれる人も少なくなく、人権上の問題も生じているなどの事態も発生しています。

さらに、平成27年10月末現在の外国人労働者数が、外国人雇用状況の届出が義務化された平成19年以来、過去最高を更新する中、近時、緊急かつ時限的措置である「外国人建設就労者」及び「外国人造船就労者」の受入事業に加えて、製造業において外国にある事業所から本邦にある事業所へ外国人従業員を受け入れる「製造業外国従業員受入事業」及び国家戦略特別区域における「外国人家事支援人材受入事業」が開始されるなど、新たな外国人受入れの枠組みが運用されており、不法就労者の問題は、外国人労働者の適正な受入れの在り方にも悪影響を及ぼす要因となります。

例年6月は、内閣官房において「外国人労働者問題啓発月間」が設定され、政府

として各種取組がなされておりますが、外国人の不法就労防止対策を実効あるものにするためには、事業主の皆様を始め広く国民の皆様にこの問題を正しく理解し、その防止に努めていただくことが重要であり、そのためには貴団体の御協力を賜ることが不可欠であると考えております。

つきましては、当協議会が取り組んでおります不法就労外国人対策への御理解と御協力をお願いするとともに、不法就労外国人を雇用することのないよう、関係各方面への周知・指導等について特段の御配慮をお願いいたします。